

特250

539

昭和九年八月

# 余土村勢概要

温泉郡余土村役場

# 始



特250  
539

### はしがき

一、有りの儘の本村状態を書き蒐めて此の一冊子を刊行致しましたが紙數に限りあるので省略した事項は多數あります。

冊子中の數字は主として八年度の調査に據りましたが豫算數字は九年

度で據つて居ます。農村の不況に加ふるに本年は六十年來の早魃で農村は文字通りの非常

時に際會し本村の將來を憂ひつゝ編纂致しました。

余 土 村 長

識 ず



# 余土村勢概要

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 概論                                  | 一  |
| 第一章 余土村の由來                          | 四  |
| 第二章 自然的狀態                           | 五  |
| 位置、地勢、地形、區劃、河川、地質、氣象                |    |
| 第三章 土地及戶口                           | 七  |
| 土地、官有地及民有地、自他町村所有地、耕作地所有ノ廣狹ニヨル耕地廣狹別 |    |
| 農家戶數、戶口、年齡別人口、職業別戶數、自小作農業者戶數        |    |
| 第四章 神社 佛閣                           | 一四 |
| 神社、寺院                               |    |



第五章 教 育 ..... 一八

    小學教育、補習教育、青年訓練

第六章 兵 事 ..... 二六

    兵役關係者員數調、壯丁教育

第七章 社 會 事 業 ..... 二九

    窮民救濟、社會教化、醫療的保護、兒童保護其ノ他

第八章 產 業 ..... 三一

第九章 衛 生 ..... 三五

    余土村衛生組合、共同避病舍、結核患者と虎眼患者、死亡者類別一覽表

第十章 金 融 機 關 ..... 三八

第十一章 道路及交通機關 ..... 三九

    道路、交通機關

第十二章 治 績 概 要 ..... 四一

    耕地整理、小作地管理、出荷組合、匡救土木、臺所改善、教育後援會、稻二期栽培、托兒所及敬老會、實行組合、經濟更生計畫

結 論 ..... 六五

附 錄

諸 統 計 表 ..... 六七

村 歌 ..... 九一

歷 代 村 長 ..... 九三

余 土 村 略 圖 ..... 卷尾

## 余土村勢概要

### 概論

本村は明治三十三年産業其の他廣範圍に渡りて基本調査の完了を告げ、之が實績に鑑み所謂余土村是七項目を制定し村民の依頼すべき方針を指示し、村民一致協力の下に村治發展に努めし以來既に二十有餘年間の歳月を経過して居る。此長期間に於ては時代の推移變遷も激甚であつた。夫れ故に時代の要求に應じて自治上施設經營の事業も敢て尠少でなかつたが、村當局の更迭に依つて根本方針を破壊變更した事は更はない、寧ろ事業の擴充に奮勵したので余土村の面目を維持し得た事と信ずる。

其處で最近農村の經濟財政状態を見ると、昭和四、五年以降の不況は益々深刻であつて何時挽回するか豫測の出来ない、此處に於て農村救済の聲は猛然として朝野を通じて叫ばれた、各種の匡救的事業が踵を接して勃興した、又一面に於ては自力更生を本旨として經濟更生計劃樹立の必

要が喧傳せられた、本村に於ても今や再び正確なる産業基本調査を實施し更生計劃樹立中であるも、其の要旨は他日に譲り置き、此處には往年制定せし村是項目が如何に村治上に現映せるかを考察して見ると次の通である。

勸業方面の發展

農村教育の向上普及

社會事業の啓發

産業組合の活躍

村民の精神的訓練等々

是に於て惟ふに曩に村是項目を制定するには、徒らに模倣や追隨したのでなく、村の實情に鑑み將來を充分考慮して立案したのであつた。然る處三十有餘年の長期間に於て此の項目が種々の法律となり規則となり令達となつて現はれ、甚だ意義ある項目となつた事は先覺者に對して深甚畏敬の念を拂ふ次第である。然らば本村として其の項目が如何なる形式の下に實現して居るかを示すと次の通である。

| 七 項 目   | 現 映 事 業  |
|---|--|
| 土地改良<br>織物改良<br>小作人保護<br>肥料共同購入<br>青年子弟教養<br>風俗矯正<br>勤儉貯蓄奨励 | 全村の耕地整理事業完成。<br>副業奨励。<br>産業組合活躍。社會事業改善。小作管理。<br>産業組合活躍。<br>男女青年團發展。補習學校設立。青年訓練所設立。<br>村民氣風向上。<br>産業組合活躍。 |

右の如き形体に變化して現映し居るが之を綜合して觀察すると、村民に精神的訓練が培はれ農村經營には協力一致下に進むべき觀念を養成せられたのは誠に喜ばしき現象と言はざるを得な

## 第一章 余土村の由來

遠き昔に遡つて史的事實や傳説を辿り、本村の沿革を述ぶるが如きは煩に失するを以て之を省略し、明治二十一年四月法律第一號市町村制發布前後より概略を述べて見よう。重信川又は石手川下流北岸に沿ひて伊豫郡管内に屬して市坪、保免、余戸、東垣生、西垣生なる五箇の小村が東西に羅列して居たが、明治十八年以降右小村は合して聯合行政區劃を形成する様になり、余戸村に余戸外四ヶ村の行政機關である戸長役場を設置する事となつた。然る處此の聯合區域内の東部と西部に於ては甚しく生活業態を異にして居り、従つて人情風俗に懸け離れた點が多かつたから統治上圓滑を缺ぐ點も尠くなかつたようである。遂に明治二十三年四月よりは曩に發布せられし法律第一號に基き自治制を布くに至りては、市坪、保免、余戸を一區域となして余土村と命名し東垣生及西垣生を聯合區域より分離したのである。又此の新村名の起因は古來余戸地方一帯を餘戸の郷と言ひ傳へられし名に因みて余土と呼稱するに至つた。其の後明治三十年温泉郡内に編入せられ現在に至つて居る。

## 第二章 自然的狀態

### 位置

本村は愛媛縣の中央部松山市の西南約一里にありて縣道又は里道を境として東は石井村に、北は松山市及生石村に、西は垣生村に、南は重信川を距て、伊豫郡岡田村及北伊豫村に接續して居る。

### 地勢

本村は重信川又は石手川の沿岸に位置を占め、山林原野に乏しく平坦なる沃野に恵まれ、全村を通じて米麥蔬菜の栽培に好適し灌漑の便良好である。

### 地形

本村は村の一隅を斜に貫流する石手川を有するも、大体に於て一捲の蓆を展開せる如き長方形であつて東西三、二、三、六、米、南北最長一、六、七、〇、米の狹少なる面積を有し、各部落間の交通運搬に於て敢て不便を來さず、村民に令達の普及其の他周知方に便益あるは之れ地形の然らしむる賜物

である。猶ほ近年連絡道路の完成を圖る爲め道路改修に旺盛なる意氣込を有するより之が完成の曉には村治上裨益する大なるを想ふのである。

#### 區劃

本村を三部落に區劃して市坪、保免、余戸となし、市坪は石手川の以南重信川の沿岸に、保免及余戸は石手川又は重信川以北沿岸にあり。

#### 河川

本村各部落の邊境を貫流する河川に重信川又は石手川の二川を存し、大字市坪は此の兩川に挟まるゝ關係上霖雨の頃氾濫の危険性を有するも、保免及余戸の邊境は兩川中何れか一川の貫流なるにより市坪に比し危険性乏し、然るに近年河川改修工事の進行に伴ひ堤塘の修覆工事完了せしと、村民の防禦智識發達の結果各部落を通じ往年の憂慮を一掃さるゝ感あり。

#### 地質

全村を通じて重信川の沖積平野にありて和泉砂岩系より成立せる壤土質土壤大部分を占めて居る。之を検すれば花崗岩、輝石安山岩、石英粗面岩、和泉砂岩等々の粉碎物混淆し耕耘容易であ

る。猶ほ概して地下水高く旱害の患少く其の上灌漑水を得るに便なれば農作物の生育に適して居る。

#### 氣象

風雨寒暖順調を得居るも部落別に氣温状態を観察すれば、地理的關係を聊か異にして居るが爲め多少の異動を免かれざる様である。大字市坪の如き東方一面を除く他の三方面は石手川及重信川の堤塘に依り圍繞せらるゝも、保免及余戸は南方の一方面に堤塘を負ふのみにて他の三方面は開放せらるゝにより、市坪と比しては寒暑の候、氣温に幾分の高低を生じ従つて作物の生育には自から遲速あるが、概して全村を通じ良好の氣象に浴し平均氣温十五・六度最高三十五・六度最低零下三・四度程度である。

### 第三章 土地及戸口

#### 一、土地

本村の面積は〇・三三五六方里であつて、其の内土地に關し必要なるものを示せば次の通り。



I 官有地及民有地反別

| 地目   | 官有地反別   |   | 民有地反別    |   |
|------|---------|---|----------|---|
|      | 反別      | 別 | 反別       | 別 |
| 河川   | 三七〇     | 町 | 三五六      | 町 |
| 沼澤   | 三       |   | 八        |   |
| 溝渠   | 一一・九    |   | 二六・七     |   |
| 堤塘   | 二〇・四    |   | 四・六      |   |
| 道路   | 一・一七二七  |   | 〇・一      |   |
| 鐵道敷地 | 二・三六二五  |   | 四六二七     |   |
| 神社地  | ・二八一九   |   | ・九五〇四    |   |
| 計    | 七三・四三〇一 |   | 三九七・九六一五 |   |

II 自他町村に於ける所有地反別

本村住民であつて他町村に於て所有せる土地及他町村住民であつて本村内に於て所有せる土地反別を示せば次の通りである。

| 地目 | 反別                    |                       |
|----|-----------------------|-----------------------|
|    | 本村民の他町村に於て所有          | 他村民の本村内に於て所有          |
| 田畑 | 一九八、〇〇二 <sup>反</sup>  | 四七八、三〇三 <sup>反</sup>  |
| 宅地 | 九九、八一六                | 一一、一二五                |
| 山林 | 一、六二〇、九五 <sup>坪</sup> | 三、七四一、一九 <sup>坪</sup> |
| 山地 | 一三八、〇二七 <sup>反</sup>  | 三、四〇三 <sup>反</sup>    |

III 耕地所有の廣狭による戸數

耕作地を所有せざるもの……二五四戸  
 全 五反以下所有……一三九戸

全 一町以下所有……………七五戸  
 全 二町以下所有……………五一戸  
 全 三町以下所有……………一八戸  
 全 五町以下所有……………八戸  
 全 十町以下所有……………四戸  
 全 十町以上所有……………二戸  
 計 五五一戸

Ⅲ 耕地廣狹別による農家戸數  
 農家戸數 三六六戸

五反歩以下耕作するもの……………七六戸  
 一町歩以下……………一二八戸  
 二町歩以下……………一四四戸

三町歩以下……………一八戸  
 計 三六六戸

Ⅰ 戸數及人口  
 二、戸 口

| 大字別 | 區分 | 戸數  | 本籍人口  |       | 現住人口  |       |
|-----|----|-----|-------|-------|-------|-------|
|     |    |     | 男     | 女     | 男     | 女     |
| 市   | 坪  | 一〇三 | 三九三   | 三三六   | 三二七   | 二九三   |
| 保   | 免  | 九三  | 二七五   | 二七八   | 二四五   | 二五三   |
| 余   | 戸  | 三五五 | 一、二三四 | 一、一八〇 | 九八〇   | 一、〇三九 |
| 計   |    | 五五一 | 一、八九二 | 一、七九四 | 一、五五二 | 一、五八五 |

Ⅱ 年齢別に依る人口

| 年<br>齡<br>區<br>分 | 男     |       | 女     |   | 計 |
|------------------|-------|-------|-------|---|---|
|                  | 男     | 女     | 男     | 女 |   |
| 五歲以下             | 一六一   | 一五三   | 三一四   |   |   |
| 十歲以下             | 一六七   | 一五一   | 三一八   |   |   |
| 二十歲以下            | 三七三   | 三五四   | 七二七   |   |   |
| 三十歲以下            | 二六八   | 二八二   | 五五〇   |   |   |
| 四十歲以下            | 一六九   | 一八七   | 三五六   |   |   |
| 五十歲以下            | 一二八   | 一四九   | 二七七   |   |   |
| 六十歲以下            | 一三八   | 一三〇   | 二六八   |   |   |
| 七十歲以下            | 九一    | 一〇九   | 二〇〇   |   |   |
| 八十歲以下            | 四二    | 五五    | 九七    |   |   |
| 八十歲以上            | 一五    | 一五    | 三〇    |   |   |
| 計                | 一、五五二 | 一、五八五 | 三、一三七 |   |   |

Ⅲ 職業別に依る戸數

總戸數

五五一戸

内譯

|      |      |
|------|------|
| 農家   | 三六六戸 |
| 商業   | 四九戸  |
| 工業   | 一〇戸  |
| 官公吏  | 一六戸  |
| 會社員  | 一八戸  |
| 神官僧侶 | 六戸   |
| 日傭稼  | 二八戸  |
| 其他   | 六三戸  |

備考 其の他の中には農業を經營せざる純地主三五戸を含む

農家戸數 三六六戸

内譯

自作農家 八五戸

自作兼小作農家 一五二戸

小作農家 一二九戸

#### 第四章 神社佛閣

##### 一、神社

###### ○日招八幡大神社

創立年月 崇峻天皇二年三月  
鎮座地 保免

社 格 郷社

祭 神 市杵島姫命、湍津姫命、田心姫命、品陀和氣命、息長帯姫命

由 緒

崇峻天皇二年三柱比叅大神を保免門島森に奉齊し、後陽成天皇元慶二年石清水八幡宮を更に奉齊して門島宮を上社と稱し八幡宮を下社と稱した。其の後何時の時代か判明せざるも上下社を合祀せられ、元暦元年佐々木高綱（一説盛綱）は故あつて日招八幡宮と改むと言はる。爾來伊豫豪族河野氏の尊敬厚くして代々の祈願所となつて居る、小早川隆景、加藤嘉明等の奉納せし武器は現在寶物品として保存せられて居る。因に同社は出産安護の神として其の名遠近に傳はる。

###### ○三島大明神社

創立年月 聖武天皇神龜五年八月

社 格 村社

鎮座地 余戸

祭 神 大山積大明神、高靈神、雷神、猿田比古大神

由緒

聖武天皇神龜五年秋八月大三島大明神を勸請したるに基因せりと、其の當時境内の周圍は竹籬の密林なりとかで竹の宮と稱したりと言ひ傳へらる。(現在附近を呼んで竹の宮と謂ふ) 爾來長年月に於ける幾多の變遷状態は不明なるも遂に明治四十一年鎮守神社の合併により猿田比古大神を加へ祭神となすに至つた。

○素鷲神社

創立年月 康永二年六月

鎮座地 市坪

社格 無格社

祭神 建速須佐之男命、稻田姫命

由緒

垣生山城主の後裔安長某氏の邸内に奉齊しありしを古社に奉祀せられしが、其の後度々水害に會し社殿破損に依り、遂に明和八年現今の社地に移御した、同社は火鎮社として特別の由緒を存

して居る。

二、寺院

○善喜寺

位置 余戸

本尊 延命地藏

宗派 新義眞言宗

○玉善寺

位置 市坪

本尊 十一面觀世音菩薩

宗派 新義眞言宗

○常寶院

位置 余戸

本尊 青面金剛

宗派 天臺宗

○藥師寺

位置 保免

本尊 藥師如來

宗派 新義真言宗

備考 寺院に關する由緒は省略す

## 第五章 教育

本村の教育機關は小學校、補習學校、青年訓練所であつて之が組織内容に關し梗概を述べれば

### 一、小學校教育

明治二十三年自治制度實施當時迄は余戸に曙小學校、市坪に青木小學校、保免に泉小學校（聯

合)の設置を見て居たが、同十八年隣接村垣生と聯合して余戸外四ヶ村より成立せる出合小學校を余戸に建設し、他に分校として簡易小學校を東垣生に置いた。其の後自治制度の實施となりては垣生村を分離して、市坪保免余戸を一區域とする余土尋常小學校の設立となり、從來の出合小學校を利用し初等教育の普及に努めて居た。其の當時は高等科に入學せんとするものは松山市へ委託して松山市の高等小學校へ通學して居たが、爾來高等科の入學志望者増加し教育熱の向上により明治三十四年四月高等科を併置して余土尋常高等小學校と改稱し、本村の中央である現在の位置に移轉改築したのである。遂に大正九年四月より本縣師範學校代用附屬校に指定を仰ぎ設備の完成と内容充實に一大進運を劃した。殊に大正十二、三年頃より昭和初年に亘り校舎の修繕、講堂の新設、特別室の増設等々となり、又一方には優秀なる教職員を聘して地方教育一大刷新を圖り其の成績の見るべきもの蓋し尠少でない。現在の生徒數は尋常科四五三名高等科一〇二名で學級數は尋常科一二高等科二であつて各學級の員數は素より一樣でないが先づ四十名内外であつて、担任教師以外師範實習生之に加はり銳意訓育に従事して居り、猶ほ教職員は校長其の他を合して十七名で農村小學校教育としては遺憾なき様完璧を期するに勇躍して居る。

試みに昭和九年度經費を示すと、

總經費二〇、〇八九圓（全村費の六〇%）

内

人件費（教員給） 一六、三二〇圓

雜給 一、二二六圓

需用費 三、〇四三圓

其他 五〇〇圓

## 二、補習教育

明治三十年以前にあつては各部落に於て農閑期を利用して夜學會を設け、有志先輩により青年に對し國語漢文算數の如き普通學を授け青年思想の向上を圖る程度であつたが、青年をして社會的使命を有するを知覺せしめんとしては、明治三十二年青年實習會を設立し實習田に於て農藝研究をなさしめ、農事改良進歩に貢献せしめ、猶ほ風紀の改善に努力せしむる方針を執つて居る。

次で明治三十三年村是の一項目に青年子弟の教養を加へて以來青年の使命は重くなると共に一段の進境を見て居る、三十七、八年日露の戰終了しては愈々青年教育に拍車を懸くる事となり、各部落に青年學堂を置き小學校教員を各部落に在せしめて傍ら青年の教育に従事せしめたり。大正七年には補習學校の認可を受け小學校内に附設して二ヶ年程度の教育を施す事となり、大正九年四月本村小學校は師範學校代用附屬校と指定せらるゝに至りては、余土農業補習學校と改稱し愈々本格的の補習教育を授くる事となり、各部落の青年子弟は補習學校に收容し完備せる教育となつた。爾來改善に改善を加へ現今に及んだ、現在では男子部と女子部に分ち學科は國語、數學修身、公民科を普通科とし別に男子部には農業科を課して理論と實際教育を施し女子部には家事裁縫科を課して居る、普通科以外は専任教師により指導せしめて其の成績は良好である、今や農村不況に村民は喘で居る折柄、補習學校に於ける研究指導は本村として農事の進運發展に多大の好影響を見るは補習學校に負ふ處實に大である。

補習教育修業年限經常費を示せば次の通り。

### ○修業年限

前期 二ケ年  
後期 二ケ年  
計 八ケ年  
研究科 四ケ年

○在學生

男子 九七人  
女子 三二人  
計 一二九人

備考 女子には研究科なし

授業時期は七月で夜間なるも女子は晝間なり

○補習學校經費

總經費 二、八九一圓

内

人件費(教員給) 一、四四〇圓  
雜給 一、〇四七圓

需用費 三六九圓

三、青年訓練

大正十五年六月青年訓練所設立認可を得て余土農業補習學校内に併置し、爾來年一年と其の成績良好であるは喜びに堪へない。殊に現時の國家非常時に際會して居る折柄、農村青年の時局に對する緊張精神は青年訓練所に反映し益々進展に向ひつゝあるが、此處に昭和八年に於ける狀況を示せば次の通である。

青年訓練を受くる年齢該當者

| 年次   | 年齢該當者 | 入所資格該當者 | 入所者 |
|------|-------|---------|-----|
| 第一年次 | 三六八   | 二四八     | 二四八 |
| 第二年次 | 二七    | 一八      | 一七  |
| 第三年次 | 一一    | 一七      | 一六  |



|      |   |     |    |
|------|---|-----|----|
| 第四年次 | 計 | 三〇  | 一七 |
|      |   | 一一四 | 七六 |
|      |   |     | 一七 |
|      |   |     | 七四 |

入所百分比 九七、三七

○訓練日數及時數

|    |     |   |     |
|----|-----|---|-----|
| 學科 | 時日  | 計 | 時日  |
| 教練 | 時日  | 計 | 時日  |
|    | 一六二 |   | 二九八 |
|    | 一一三 |   | 三三八 |
|    | 一六  |   |     |

○生徒出席

實施せし訓練の總延時數 一一、三八九  
 各人の出席せし總時數累計 八、九七〇  
 平常出席歩合 七八、七六

○中途入所生徒數

|              |     |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 事故           | 一年次 | 二年次 | 三年次 | 四年次 |
| 病氣ノ爲メ遅來      | 二   | 一   | 一   | 一   |
| 他町村ヨリ轉住      | 二   | 一   | 一   | 一   |
| 學校中途退學及卒業ノ爲メ | 二   | 一   | 一   | 一   |
| 其他           | 四   | 二   | 二   | 一   |
| 計            |     |     |     |     |

○中途退所生徒數

|        |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 事故區別   | 一年次 | 二年次 | 三年次 | 四年次 |
| 病氣     | 一   | 二   | 一   | 一   |
| 他町村へ轉住 | 三   | 四   | 一   | 三   |

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 其ノ他 | 計 | 一 | 四 | 一 | 六 | 一 | 一 | 二 | 五 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

○修了受證者 一〇人

○職員數

|     |    |              |         |
|-----|----|--------------|---------|
| 指導數 | 學科 | 學校職員         | 三       |
| 計   | 教練 | 在郷軍人<br>學校教員 | 一三<br>七 |

### 第六章 兵 事

兵事支會と在郷軍人分會は兵事々務能率増進上重要機構をなし、兵事支會は入退營者の歡送迎在營者の慰問退營者の軍服調製斡旋等を、在郷軍人分會は毎年陸軍記念日に本村出身戰病死者の

墓參、又は招魂祭を執行して故人の靈を慰め、其の他軍隊の演習行軍等を舉行せらるゝや遺憾なき様懸命に後援の勞を執つて居る。陸海軍人にして滿期退營し居村に在住の者は平素武道の練習と軍人精神の鍛練に心懸け、一旦有事の日には再び出で、祖國に奉仕の念旺盛なるは、近くは日支事變に於て其の例を顯著に見らるゝのである、又退役軍人は平素家業に精勵し傍ら村内の公職に従事し村治改善に奮勵のもの多數を有して居る。

次に兵役關係者壯丁教育の概要を述べれば左の通である。

#### 一、兵役關係の最近員數調

| 種別 | 區分 |    | 現役 | 歸休 | 豫備 | 後備 | 補充 | 合 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|    | 陸軍 | 海軍 |    |    |    |    |    |     |
| 計  | 一五 | 一九 | 四  | 二  | 二〇 | 五七 | 八六 | 一八四 |
|    | 一八 | 二  | 一  | 二  | 五六 | 八六 | 一  | 一七七 |

## 二、壯丁教育

壯丁教育は年次著しき進歩を見、殊に壯丁者の大部分は小學課程修了後補習學校青年訓練所に於て教育を受けて居るから、入隊後の成績は概して良好である。

昭和九年度に於ける徴兵検査に際し、當時の徴兵官より次記の表彰状を授けられしは、本村として光榮の至りである。

### 表彰状

温泉郡余土村

本年度徴兵検査ニ於テ壯丁ノ事故少ク且青年訓練所ノ修了見込者多ク態度嚴正體格優良ニシテ學力向上シ衛生成績亦良好ナルハ當事者ノ指導其宜シキヲ得壯丁各自修養鍛鍊ニ努メタル結果ニ依ルモノト認ム仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和九年七月三日

徴兵官 松山聯隊區司令官 酒井 繁 藏  
徴兵官 愛媛縣兵事官 黒田 政 一

## 第七章 社會事業

社會事業に屬すべきものは、鰥寡孤獨者の保護窮困者の救済、可憐なる傷病者の無料治療より各般の教化及奉仕的事業等々頗る廣範圍に亘るもので、之等に對し悉く施設を講ずるの必要を認むるも、現在の農村經濟にては到底全部の實現を期し難き憾あり、然れども如上の趣旨に依り本村施設の要項を示すと次の通である。

### 社會事業調

#### 一、窮民救済

##### 災害救助

赤貧の獨身者であつて扶養者なく、水災火難等に罹りしものに對し、救助の方法を設けてゐる、

##### 貧困者救助

赤貧の窮困者であつて、一定の勞務に従事する事が出来なく、他に扶養者なきものに對し、救助の道を講じて居る。

行路病人及死亡取扱

行路病人の保護又は行路病人死亡者の爲め、取扱方を講じて居る。  
救護法に依る救助

國縣の補助及村の負擔に依つて、困窮者の救助方法を講じて居る。

## 二、社會教化

青年團獎勵

質實剛健の氣象を養成すると、身体の鍛鍊をなさしめ、自己の業務に精勵せしめ、傍ら自治研究に關心を有せしむる等に於て獎勵して居る。

處女團婦人團獎勵

婦女子の智徳涵養を主として傍ら自治体の援助に當らしめ、猶ほ婦女子相應の社會的事業に關與せしむる爲め獎勵して居る。

## 三、醫療的保護

窮民患者取扱

窮民患者の醫療的救濟を目的として施設して居る。

## 四、兒童保護

就學兒童獎勵

貧困兒童就學者の爲め就學上に關し、保護を與へて獎勵して居る。

學童給食

就學中の貧困兒童に給食の設をなして居る。

其他

高齢者の慰安に敬老會、農繁朝に於ける未就學兒童看護の爲め、托兒所の設置を始めとし、保安組合、消防團等に對し、獎勵補助の方法を講じ施設して居る。

## 第八章 産業

| 種別 | 反別 |    | 作付反別               | 收穫量                  | 同價額                   | 平均反當量              |
|----|----|----|--------------------|----------------------|-----------------------|--------------------|
|    | 其他 | 其他 |                    |                      |                       |                    |
| 米  |    |    | 三五・二六 <sub>反</sub> | 一〇、八二九 <sub>石</sub>  | 二二三三、六一八 <sub>円</sub> | 二、九六〇 <sub>合</sub> |
| 麥  |    |    | 二二七八               | 三、二四一                | 三三三、七六三               | 一、四七五              |
| 胡瓜 |    |    | 一一五                | 一一五、〇〇〇 <sub>匁</sub> | 一四、九五〇                | 一、〇〇〇 <sub>匁</sub> |
| 西瓜 |    |    | 一四三                | 一四三、〇〇〇              | 一八、八七六                | 一、〇〇〇              |
| 茄子 |    |    | 八                  | 九、六〇〇                | 一、三四四                 | 一、二〇〇              |
| トマ |    |    | 三                  | 二、一〇〇                | 一〇五                   | 七〇〇                |
| 南瓜 |    |    | 五                  | 四、〇〇〇                | 二、八〇〇                 | 八〇〇                |
| 蠶豆 |    |    | 四六三                | 五五七                  | 七、七九八                 | 一、二〇〇 <sub>合</sub> |
| 大豆 |    |    | 五一                 | 八三                   | 一、三二八                 | 一、六〇〇              |
| 大鈴 |    |    | 二四                 | 九、九六〇                | 一、四九四                 | 四六五 <sub>匁</sub>   |
| 馬鈴 |    |    | 一四                 | 一、一九〇                | 一、七二八                 | 八五〇                |

本村の耕作地は平坦なる沃野に恵まれ、地下水高く灌漑水に便に、其の上氣候中和を得て耕転又容易である。従つて普通農作物の栽培には好適し居るが、山林原野畑地に缺乏し居る關係上山村其の他に特有である林産物或は畑作物の收穫を見ないから、耕作地の利用に對しては銳意劃策し産業の合理化に努め、米麥の二作主義を墨守せず三作四作栽培を講究し、多角經營の進出に向つて努力して居る。

本村婦女子は從來伊豫耕を農家の唯一副業となし産出し居たるも、近年織物界の不況は多大の打撃を受け従前の比にあらさるも、然らばと直に執つて代るべき適當の事業なきが爲め、傳統的に繼續の状態である。又養蠶業は好況時代には水稻田を變じて桑田となし、春秋蠶飼育するもの漸増の傾向を示したるも、現在は殆ど悉無に近き状態である。

蔬菜は米麥作の間作として農家の副業なるも、近年は益々盛況を呈して居り、前途猶ほ開發の餘地大である。

其他果樹工産物畜産等一切を綜合して、本村最近の生産額を示すと次の通である。

|     |                   |         |         |       |
|-----|-------------------|---------|---------|-------|
| 大根  | 四二                | 四二、〇〇〇  | 四、二〇〇   | 一、二〇〇 |
| 雑菜  | 二九一               | 一六、七〇〇  | 二一、〇七八  |       |
| 生柿  | 一、二五七             | 六、二八五   | 二、七〇二   |       |
| 柑橘  | 一、 <sup>反</sup> 六 | 一、五〇〇   | 三〇〇     |       |
| 雜果  | 八                 | 二六〇     | 五三      |       |
| 鶏卵  |                   | 一四二、三〇〇 | 二、一三五   |       |
| 畜牛  |                   | 一六七     | 一一、三四〇  |       |
| 繩類  |                   | 一七、四〇〇  | 一、三〇二   |       |
| 苴類  |                   | 四、四〇〇   | 八八〇     |       |
| 伊豫  |                   | 五二四、四〇〇 | 一三、一一〇  |       |
| 綠肥  | 一〇六四              | 三三三、一〇〇 | 三、四八五   |       |
| 其ノ他 | 五、 <sup>反</sup> 二 |         | 三七八、七三九 |       |
| 計   |                   |         |         |       |



## 第九章 衛生

衛生状態の良否は一村の盛衰消長に影響する重大事項であれば、村治上常に重要視して居る、然らば如何なる設備機構の下で衛生方面に關與せるか。

### 一、余土村衛生組合

先づ村内を二十二區に分ち各區に區長一名を配置して各區内の衛生思想普及督勵に當らしめ、毎年春秋二期の期節轉換期に各區内の大清潔を實施せしめ、傳染病流行の徴ある際には臨時清潔を行はしめ、以て全村に汚毒蔓延を防止し居るが必要に應じては衛生區長會を開催して、衛生に關する打合其の他研究問題を審議し之が結果の普及を圖つて居り、猶ほ時としては上級官廳其の他に依頼して通俗衛生講話又は映畫によりて衛生思想の向上を促して居る。

### 二、共同避病舎

若し傳染病患者發生せば余土外二ヶ村衛生組合(余土、生石、味生の三村聯合組合)で設立せ

る共同避病舎に收容して治療の方法を執つて居る。同避病舎は大正十三年の創立であつて約五十坪の病棟を十室に区分し他に事務所、醫務室、看護室、消毒室、人夫室等を附設して相當完備せる建造物である、患者治療に要する経費は患者所屬の各組合村に於て支出するも、避病舎の經營維持に要する経費は組合村の支出に屬し居るから、經營費の負擔は低廉であつて患者治療の實績は良好なり。

次に結核患者と虎眼患者に就て述べれば

結核患者と虎眼患者

衛生思想の普及發達と共に警戒注意すべきは結核患者とトラホーム患者の撲滅であるが、何れも其の恐るべきを口にすると、其の病毒の蔓延する極めて緩慢であつて不知不識の長期間内に浸蝕せらる關係上、之が豫防と警戒に關し遺憾なるを思はしむのである。殊に結核患者の早期豫防治療の如きは行き届き難くて、最早再起の見込なきに至りて狼狽するを見受けらるゝ場合ないでもない。又トラホーム豫防の如きも前の結核豫防と同一程度の困難事であつて、就中小學兒童に其の患者多きを見れば、村民全体の虎眼検査を行へば罹病者は意外の多數に達するのでないかと

憂慮せらるも、之が徹底的撲滅を圖るは到底困難であれば、各自の豫防警戒に俟ち撲滅を圖る意氣込で衛生思想の向上を企圖せねばならぬ。

死亡者類別一覽表

| 尿毒症 |   | 肺炎    |   | 肺結核  |   | 腦溢血   |   | 死因類別 |
|-----|---|-------|---|------|---|-------|---|------|
| 女   | 男 | 女     | 男 | 女    | 男 | 女     | 男 | 性    |
| 一   | 一 | 五     | 一 | 一    | 四 | 六     | 六 | 死亡數  |
| 百日咳 |   | 腸閉塞   |   | 發育不全 |   | 腸炎    |   | 死因類別 |
| 女   | 男 | 女     | 男 | 女    | 男 | 女     | 男 | 性    |
|     | 一 | 一     |   |      | 一 | 一     |   | 死亡數  |
| 溺死  |   | 胃腸カタル |   | 胃痛   |   | 流行性胃性 |   | 死因類別 |
| 女   | 男 | 女     | 男 | 女    | 男 | 女     | 男 | 性    |
|     | 一 | 一     |   |      |   |       |   | 死亡數  |
| 縊死  |   | 腸結核   |   | 胃潰瘍  |   | 心臟麻痺  |   | 死因類別 |
| 女   | 男 | 女     | 男 | 女    | 男 | 女     | 男 | 性    |
| 一   |   | 一     |   | 一    |   | 四     | 三 | 死亡數  |

|      |    |     |    |
|------|----|-----|----|
| 消化不良 |    | 敗血症 |    |
| 女    | 男  | 女   | 男  |
| —    | —  | —   | —  |
| 腎臟炎  |    | 脊髓炎 |    |
| 女    | 男  | 女   | 男  |
| —    | —  | —   | —  |
| 腹膜炎  |    | 老衰  |    |
| 女    | 男  | 女   | 男  |
| —    | —  | —   | —  |
| 合計   |    | 合計  |    |
| 女    | 男  | 女   | 男  |
| 二五   | 二三 | 二五  | 二三 |

### 第十章 金融機關

質屋商及頼母子講は從來本村の金融機關であつたが、時代の進運と共に質屋商は跡を絶ち頼母子講は僅かに存続して居る。現在金融機關として最も活躍せるものは、産業組合の信用部であつて、組合員の産業資金の融通及貯金取扱を重なる事業として居る。本村産業組合の活躍振詳報は別冊に譲り此處に省略するが、毎年度末に於ける貸附及貯金の大要を見ると、定期年賦貸越の貸附は十七、八万圓他に購買掛販賣掛を合算すると約二十万圓貯金は定期當座据置を合算して約二十二、三万圓程度である。

### 第十一章 道路及交通機關

#### 一、道路

本村内重要道路は從來左記の四村道及二線の縣道であつて、即ち

|          |                        |        |
|----------|------------------------|--------|
| 石井線      | 余土村役場ヨリ保免市坪ヲ經テ石井村境ニ達ス  | 一、五八九米 |
| 三津線      | 余土村役場前ヨリ生石村境ニ達ス        | 一、六四三米 |
| 岡田線      | 余戸中ノ孝裏ヨリ出合ヲ經テ縣道八幡濱線ニ會ス | 五八九米   |
| 松山線      | 余戸停車場前ヨリ保免ヲ經テ松山市土橋ニ達ス  | 一、二七七米 |
| 松山宇和島線   |                        |        |
| 垣生余戸停車場線 |                        | 一、三〇〇米 |

であつたが、近年本村を東西に貫通する縣道建設の必要を痛感し、之が實現に關し在住民の要望熱烈なるに加へ、昭和七年度以降匡救土木事業實施は町村道の改修となり、石井線の如きは全路線の約半分は完全なる改修工事を終へ、該路線中には既に縣道供用開始せる場所をも存し居る状



態であつたが、昭和八年十二月には村内で次の三線は府縣道に認定せられ、今や全村を一貫して縣道の惠澤を受くるも遠き將來であるまい。

久米垣生線

溫泉郡久米村より同郡垣生村に達する路線にして石井村余土村を經由す

垣生余土停車場線

溫泉郡余土村より同郡垣生村に達する路線

余土三津線

溫泉郡余土村より同郡三津濱町に達する路線にして生石村及味生村經由す

備考

従前の垣生余土停車場線は廢止せらる

## 二、交通機關

大字余戸は町村道以外に二線の縣道を控へ、自動車の來往頻繁なると、猶ほ伊豫鐵電株式會社經營の輕便鐵道は毎日二十數回の來往により交通機關は便利に整備し居るも、他の部落は斯くの

如き恩典に浴する能はざりしに、松山より長濱方面に駛る省線は大字市坪に昭和八年より椿の宮驛なる臨時乗降場を設置せられ、其の實績良好なるにより縣道石井線の開通に至れば常設驛の設置せらるゝ可能性を具有して居る。

## 第十二章 治績概要

### 一、耕地整理

曩に本村制定の村是要項に基き土地改良事業に着手しては、土地の交換分合地目變換より灌排水交通運搬等に關し耕地整理の趣旨に酷似せる工作を實施したりしが爲め、他日土地改良事業の耕地整理法規となりて現はれ之を村内に實施するに際しては、該事業に對し村民の思想觀念を養成せられしに起因せしか、村民の集會を求め協議をなすに議事極めて順調に進捗し、明治四十年には大字市坪に同四十三年には大字余戸に同四十五年には大字保免に耕地整理組合の設立認可となり、夫々工事を開始し大正二年に全村を通じて竣成を告ぐるに至つたのである。

是に於て竣成前後の田區を對比すると、従前にありては田區の面積區々であつて最大のものは三段五畝歩に達するかと思へば、最少のものは僅かに三步と言ふ状態で不統一も甚しかつたが竣成後は各田區一段二歩内外の面積に改められ南北に長く東西に短かく、作業上の便利を得るに至つた。

今起工及竣成年月を見ると

| 組 合 名 稱    | 起 工 年 月 | 竣 工 年 月  | 参 加 人 員 | 面 積      |
|------------|---------|----------|---------|----------|
| 市坪余戸耕地整理組合 | 明治四十年四月 | 明治卅三年十二月 | 九四人     | 八八、六四二〇  |
| 余戸市坪耕地整理組合 | 同四十三年四月 | 大正元年十二月  | 二九六八    | 二二〇、七五〇九 |
| 保免耕地整理組合   | 大正元年二月  | 同二年二月    | 八一人     | 六九、五八二二  |

各組合に於て工事は冬期に着手し、翌年の夏作には切均しを行ひ休閑せざるに努めた。竣工の結果を見ると整理實施前に於ては三百七十八町九反八畝七歩の面積は整理實施後には三

百九十三町四反七畝十三歩となり、十四町四反九畝六歩の増歩を生じ整理實施に要したる經費八万五千三百三十六圓九十一錢七厘を算し人夫十四万五千二百二十八人を要した。

田區の改正に伴ひ灌排水路の改廢は緊急事なるも、水路の變更は多年の慣行上一大難事を豫想したが、幸ひ各方面の交渉順調に抄取り對外關係の如きも極めて圓滑に進行したるは本事業の爲め慶賀すべきであつた。

又耕地整理事業施行に要したる經費は起債により年賦償還方法を執つたが、市坪は大正十三年度に余戸は昭和二年度に保免は昭和三年度に全額償還を終つた。

次に耕地整理事業竣成に伴ふ効果の二、三を述べれば、村民一同に對し益々共同精神を培はれ共同苗代、共同移植、共同採種、共同灌漑等の實施が容易に行はれ、又和衷協力の精神發揮せられ村治上裨益する處尠少でない。

猶ほ一事附記し置くべきは田區整理と共に墓地整理であつて、寺院境内又は堤塘其の他に多年放置せられ、何人も省みない所謂無縁の墓と認むべきもの多數を發見し、之を一ヶ所に蒐集したるに其の數無慮四百二十五基に達し、衆靈塔なる共同墓碑を建設し毎年一回青年團員をして懇ろ

に供養せしめ、慰靈の方法を講じ來りつゝあるは祖先崇拜と信仰心の向上となり、一面には思想  
善導上効果の多大なるを認めらる。

## 二、小作地管理

小作料に關聯して農村問題を惹起し延ては村治に影響を及ぼすが如きは自治上甚だ遺憾の次第  
であつて、之に對し善處するは申す迄もない事である、然かし幸ひ我が村に於ては從來斯くの如  
き問題に遭遇して居ないも、各地に頻發する小作問題を想倒すると對岸の火災視する譯に行かな  
い、禍害を未然に防止すべきを痛感し既に大正十一年より本村産業組合に於て小作地管理を實施  
する様になつた。

其の方法は從來の小作地貸與方法を改め小作地は土地所有者より産業組合へ提供せしめ、其の  
管理を組合へ委託し組合が耕作人と貸借契約をなし、小作料は組合に於て徴收し土地所有者へは  
徴收米を米券にて交付するので、此の事業が計劃せらるゝや小作地を所有する地主を招集して小  
作地管理に關し其の事由を説示し諒解を得、組合の定款變更をなし生産組合の一事業として土地

利用部を設置した。

本村の耕地反別は田三百五十七町歩畑八町歩で其の中百六十餘町歩が小作人によりて耕作せら  
れて居り、此の耕作地管理に善處するが爲め各地主は組合へ管理の申出をなさしめたるに其の總  
面積百四十餘町歩に達し、未提供地約二十町歩は地主と小作者間に於て種々の關係を有し組合へ  
管理の申出をなす事の出来ない事情を存して居たが、爾來十餘年を経過せる現在でも猶ほ従前の  
通り組合へ保管申出をなさざるものもあるも、強て提供を逼る必要もなければ敢て勧誘を加へ居な  
いが、近き將來には小作地全部は組合へ移管さるべきと信じて居る。

右の如く土地所有者より組合へ小作地を提供するに至るや、小作料査定に着手し先づ査定調査  
員三十五名を土地所有者耕作者其の他より選拔し之に村農會役職員若干名を補充した。此の調査  
委員は小作地一筆毎に地質及乾濕状態並に耕作地の便否を實地に就き詳細調査の上採點し豫め準  
備せる一定の「カード」へ記入し置き、全部小作地の調査終了後調査委員合議の下にて小作地一  
筆毎に所定の等級表に當嵌め小作料を決定した。其の等級表は一等より三十二等に區別し最低を  
九斗と定め各等級は三升宛の差額にて累進す。(産業組合の土地管理参照)

是に於て審査後の小作料は従前に比し田地に於て五十三石五斗餘畑に於て三斗餘を減じ、此の總額五十四石餘は爾後小作者の収益増収となつて居る。

次に凶作其の他の事由により收穫に減少を來し小作料減免を要望せば、組合に於て一切解決の衝に當るもので、該事業實施以來地主小作者間に於て小作料問題に關して忌はしき事件を起すなく、彼の大正十三年及昭和元年に於ける劇甚なる霰害又大正十二年に於ける河川氾濫により蒙りし水害に於ても此の管理方法により平穩裡に解決を見た。

地主は組合へ小作地の保管委託に依り小作料一石の徴收に對し一升の手數料を仕拂はし居るも此の新事業増加の爲め組合事務は益々輻輳し事務員の増加其の他に於て經費を要し、僅少の手數料徴收にては組合維持經費の一端を償ふ能はさるも、組合事業の隆盛に伴ひ村民共同精神の涵養を得村治上寄與の効驗少くない。因に小作地提供者六十名小作人二六〇名である。

### 三、出荷組合

副業の選擇と時代の要求を考慮し行き詰りし農村經濟の緩和一策を樹て、昭和二年五月より蔬

菜促成栽培を計劃し村農會に出荷組合を設立するに至り、生産品の改良共同販賣販路擴張及市場調査を行ひ組合長以下の役員を設置し事業遂行上の根本を確立した。其の當初は僅かに三町五反歩の栽培反別なりしも役員以下一同の奮勵は年次良好の成績を示す様になつて、昭和七年八月余土村出荷組合規約を制定し役員の改選及事業遂行上一大劃策を施した。爾來一段の進展を見現在に於ては作付反別二十數町歩に達し農村副業として相當有望視し得らる。組合設立當時より現在迄の期間内には幾多の困難挫折もあつたが、之が貫徹に努め胡瓜西瓜を主産物として他に茄子トマト等々を産出する事となり、現在では胡瓜約五町歩西瓜約十五町歩を栽培する様になつた。胡瓜は毎年四月中旬頃より少量宛の出荷なるも五月六月に進むに従ひ出荷數量は著しく激増し六月は最盛期であり縣外市場の取引に最も重要な時期である。又西瓜は六月上旬頃より出荷を開始するも暑熱之に伴はざる場合は時期の尙早は敢て効果を齎らさないが西瓜の出荷は七月が最盛期である。之等生産品の取引先は尾之道福山吳廣島關門等でありしも昨年より大阪中央市場へ西瓜輸送を開始し都會市場と取引の端緒を開ひたが、其の成績良好で余土西瓜の聲價を都會地に認められしは將來に望を懸けらるゝのである。

今各地取引方法の梗概を述べれば、出荷組合に於て出荷数量取纏め終れば現品は各地の斡旋所へ送附し委託販賣に依るもので、即ち現品が其の地の市場へ現はれ相場決定せば、直ちに斡旋所より出荷組合へ通信し來り、組合よりは組合員へ其の相場を傳達するのである。次に金銭の勘定をなすは出荷組合に於て傳票を作製し産業組合に於て傳票により金銭受納の方法を執つて居るが、此の勘定も日數長引けば組合員に執り不便多きも然らばとて勘定回數を徒らに多くして却つて煩に堪へないから十日勘定として居る。

次に品質の點であるが、本村の胡瓜は余土胡瓜として名聲を博して居るは、之れ本村の地質が胡瓜栽培に好適せると地下水の關係による自然的恩恵に依ると、猶ほ一つは優良品産出の爲め組合員各自の奮勵による結果である。

累年の栽培反別及收穫量を示すと次の如し

| 年次   | 種別   |        | 計  |        |
|------|------|--------|----|--------|
|      | 反別   | 出荷数量   | 反別 | 出荷数量   |
| 昭和二年 | 三、五反 | 一三、〇〇〇 | 六反 | 一三、〇〇〇 |
|      |      | 六、五〇〇  |    | 六、五〇〇  |

| 年次  | 胡瓜  |        | 西瓜  |        | 計   |        |
|-----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
|     | 反別  | 出荷数量   | 反別  | 出荷数量   | 反別  | 出荷数量   |
| 全三年 | 四三  | 三、〇〇〇  | 六   | —      | 四八  | 三、〇〇〇  |
| 全四年 | 六八  | 五、四〇〇  | 六   | —      | 七四  | 五、四〇〇  |
| 全五年 | 七四  | 六、九〇〇  | 一三  | —      | 八六  | 六、九〇〇  |
| 全六年 | 八六  | 九、六〇〇  | 五七  | 三、七〇五  | 一四三 | 九、九〇五  |
| 全七年 | 一五四 | 一八、八〇〇 | 六三  | 四、〇九〇  | 二一七 | 二三、五五〇 |
| 全八年 | 一五二 | 一五、〇〇〇 | 一四三 | 一四、三〇〇 | 二九五 | 二九、三〇〇 |
|     |     | 一四、九五〇 |     | 一八、五九〇 |     | 三三、五四〇 |

#### 四、匡救土木

政府は不況挽回の一策として曩に地方へ對し匡救土木事業を興す事となり、昭和七年度より三ヶ年に繼續して道路港灣河川の改修或は農業土木事業等に對し多額の助成金を交付し、農山漁村に活氣附けらるゝ様になりては我が村は河川及道路の改修と農業土木工事を開始し、多數の勞働者を使用し就勞費は村内全般に普及し各戸經濟に幾部の緩和を得村民に好感を興へた。中にも改修道路は産業交通の發展を促し村民に多大の便宜を供して居る。此の工事施行に關しては村當局

と土木委員の奮勵に俟つべきであるも、要は村民一同に於て工事の趣旨を體し誠實に就勞し事業の順調に抄取つたのである。

昭和七年度に於ては本村管内の石手川右岸全部と左岸一局部の工事を竣成した、該工事は總延長三、五八〇米の長距離に達し要所要所は石壁又はコンクリート堅めの入念工事を施して居る。惟ふに石手川は本村に執り灌漑上重要河川なるも従來往々氾濫決潰し著しき慘害を蒙りし事がある、之が爲め霖雨に際しては恐怖の念に驅らるるも此處に完全なる工事成成と共に村民は不安の念を一掃せられし感がある。猶ほ同年度に於ては大字市坪に町村道八〇米の改修工事を終りたるは余土石井村の連絡を早むるに止らず、之が延長は將來最も有望なる路線貫通の端緒を開き、現在前記八〇米は縣道供用開始となつて居る。

昭和八年度に於て主要工事は道路改修余土石井線の延長、農業土木に大字余戸木屋元樋管改修であつたが、他に余戸中之孝に於ける一小地區の町村道改修が實施された、即ち余土石井線は市坪の延長一八〇米と余戸六六〇米の改修工事であつて、總延長に於ては短距離なるも竣成場所は相當の便益を享有して居り、中にも市坪の一八〇米の如きは多大の便益を附與して居る。又農業

土木に屬する樋管の改築は難工事なりしに不拘差したる故障なく落成したるは誠に慶賀すべきである、同樋管は石手川の地下深く横斷せるもので腐朽頽廢し之が改築は多年の懸案であつたが漸く宿望を遂げらるゝに至り、鐵筋コンクリート造りで延長五十間に達し堅牢なる永久的建造物である、此樋管により灌漑の總面積は一〇七町歩で同部落に執りては最も重要視すべきもので其の効果の偉大なるは言新らしく述ぶる迄もない。

昭和九年度に於ては助成經費少額なるも、未改修の石井線を能ふ限り延長して縣道貫通を仰ぐに村民の意氣昂れるを見らる。

現在迄の匡救土木事施設況を表示すると次の通である。

河川改修

| 年度    | 延長     | 助成金       | 負擔金       | 工事費        | 人夫賃       |
|-------|--------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 昭和七年度 | 三、五八〇米 | 七、五〇〇、〇〇〇 | 二、五〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 七、七四一、一三〇 |
| 昭和八年度 |        |           |           |            |           |

|       |   |
|-------|---|
| 昭和九年度 | — |
|-------|---|

道路改修

| 年度    | 延長             | 助成金       | 負擔金       | 工事費       | 人夫賃       |
|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 昭和七年度 | 八 <sup>米</sup> | 三〇〇・〇〇〇   | 一〇〇・〇〇〇   | 四〇〇・〇〇〇   | 一三三・一四〇   |
| 昭和八年度 | 六 <sup>一</sup> | 三、六二二・〇〇〇 | 一、三五六・〇〇〇 | 四、九六八・〇〇〇 | 二、一六六・二〇〇 |
| 昭和九年度 | 計畫中            |           |           |           |           |

農業土木

| 年度    | 延長 | 助成金 | 負擔金 | 工事費 | 人夫賃 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 昭和七年度 | —  | —   | —   | —   | —   |

|       |    |                |         |           |           |         |
|-------|----|----------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 昭和八年度 | 樋管 | 五 <sup>冊</sup> | 八一〇・〇〇〇 | 一、三五八・〇〇〇 | 一、七三三・〇〇〇 | 九六九・二〇〇 |
| 昭和九年度 | 樋管 | 繼續             | 一六六・〇〇〇 | 一六六・〇〇〇   | 二七九・〇〇〇   | 一五〇・〇〇〇 |

次に匡救土木事業に準じて少數部落民の爲め少額の助成を得、里道改修及下水道工事を施行し之れ又相當の効果を奏して居る、其の實績左表の通である。

里道改修

| 年度    | 延長                           | 助成金     | 負擔金 | 工事費     | 人夫賃     |
|-------|------------------------------|---------|-----|---------|---------|
| 昭和七年度 | 一〇 <sup>九</sup> <sub>冊</sub> | 四七五・〇〇〇 | —   | 四七五・〇〇〇 | 一三三・一八〇 |
| 昭和八年度 | 四〇 <sup>冊</sup><br>一五〇・〇〇〇   | 三三八・〇〇〇 | —   | 一五〇・〇〇〇 | 一三五・一〇〇 |
| 昭和九年度 | 計畫中                          | —       | —   | —       | 一〇〇・〇〇〇 |

下水道

| 年度   | 延長 |    | 助成金 |        | 負擔金 |    | 工事費 |        | 人夫賃 |        |
|------|----|----|-----|--------|-----|----|-----|--------|-----|--------|
|      | 昭七 | 昭八 | 昭七  | 昭八     | 昭七  | 昭八 | 昭七  | 昭八     | 昭七  | 昭八     |
| 昭七年度 |    |    |     | 一四・〇〇〇 |     |    |     | 一四・〇〇〇 |     | 三六・〇〇〇 |
| 昭八年度 |    |    |     | 一四・〇〇〇 |     |    |     | 一四・〇〇〇 |     | 三六・〇〇〇 |
| 昭九年度 |    |    |     |        |     |    |     |        |     |        |
| 計    |    |    |     | 二八・〇〇〇 |     |    |     | 二八・〇〇〇 |     | 七二・〇〇〇 |

五、臺所改善

農村各家庭の臺所には設備の不完全なるに加へて、光線の透通又は汚水の疏通不良であつて、衛生上並に日々の操作上遺憾の点多きより、之が改善方を婦人團の一事業として竣成せんとし、村内有志の後援を得實行する事となつた、實行に先立ち規約の制定をなした、其の内容は次の通である。

余土村臺所改善組合を設置して共同事業に依り各組合員の臺所改善を企劃するにあるも、衛生

經濟科學的方面を考察して光線の通過を善良に、濕潤箇所乾燥並に便利なる設備を施し、衛生状態を良好にし臺所を主宰する婦人の徒費努力を省かんとするにあつた。

改善事業施行上に要する経費は分相應を本旨とし、徒らに形式に流るゝを避け實用と便宜を尙び、各住宅の構造家族員數資力等を標準として設計し、改善頼母子講を組織し組合員は之に加入せしめ落札金に依つて經費の支途に充てた。

頼母子講の内容は各戸の主婦或は兒童の副業収入を掛金として落札者は保證人を立て證書を製作し講金を收受せば、三ヶ月以内に改修工事に着手するのである。

次に改善講は甲組乙組の二種に區別し、甲組は一口五十圓乙組は一口二十五圓で、各組合員は此の金額を最低として成る可く改善の實績を擧ぐるに努めしめたが、別に世話係を各部落に設置し實績上の指導及相談に關與するのである。

改善事業は昭和四年に始まり同七年に終り其の數二〇七戸を算して居る。

改善事業は昭和四、五兩年度を以て第一期の完成期間とし、各組共毎月二戸宛で計四戸の落札者を出し、一年間四十八戸となり二ヶ年に九十六戸を得るも、組合員七戸を餘す事となりしより



二十五ヶ月掛込として全部の落札を見るに至つた。

最初着手の際は第一期間のみにて打切る豫定であつたが、昭和六年六、七月頃に至り村民一般に該事業の有益なるを認めしが、猶ほ一期間繼續希望のもの續出により、更に昭和六、七兩年度を一期間として第二期の計劃を進むる事となつた。其の方法は第一期と大差なく唯だ掛金に於て甲組は二十五圓乙組は十二圓五十錢の少額とし、廣範圍に及ぼしたので其の申込は一〇四戸に達した。

前後兩期を通じて二〇七戸の竣成を見るに至り、第二期の如き少額の資金にては到底完全なる改善は望まれぬより簡單なる設備例令繩張、流し臺、漆喰、硝子戸程度のもを作製するも目的に叶ふので其の方針で進んだ、然かし竣工の際は世話係より綿密なる檢閲を受けて居る。

改善工事に要する經費は大要前述の通なるも、講金を依頼せず根本的改造を思ひ立ち改築鑿井各般の設備等々に於て大々の改善を行ふもの少數現はれ、其の他二、三百圓程度の經費を投じて改善工事を施したるもの尠くない、右の如く一定の資金を目標とすると否とに不拘擧つて組合に加入し、村民一同と同事業として實施したる点は村治上より見甚だ意義を深めた次第である。

備考 本事業に對しては縣及村より若干の補助を受けて居る。

## 六、教育後援會

本村教育の向上發展を圖る一策として大正十年より小學校内に教育後援會を設置し、學童衛生の設備就學出席の獎勵を始め、貧困兒の救恤教育品の補充、体育、補習教育等々の施設を擴充する事となつたが、之等事業の遂行に臨みては村豫算に計上せる教育費のみにては目的を達し能はざるにより、後援會の加入者より毎月一口金五錢宛を徴したるに一人にて數口以上の負擔をなすもの多數に達し目的の一端を果す事になりしも、猶ほ遺憾の点少からされば種々講究中である。

本會には會長以下役員を置き後援會より事業施設計劃其の他に關して審議研究して之が處理に當つて居る。

本會年中行事の一として毎年一回總會を開き、會務の報告父兄の學校參觀及名家講演を傍聽せしめて居るが、甚だ意義を存した會合であつて兒童保護者は緊張心を以て充分參觀し得られ、猶ほ教職員よりは各兒童の學業進運程度、健康及素行、狀態等を懇切に説明せらるゝので頗る好結

果を奏して居る、殊に此の會合には婦人の出席多數なるが爲め學校と家庭連絡を一層良好ならしむ。

後援會豫算は毎年多少の相違は免がれざるも、大体二百二、三十圓程度である。収入は全部會費を以て之に充て、支出は兒童文庫郷土教育校外教授卒業寫眞等の補助より、樂器購入雨具準備文具品給與入學記念品講演會費其の他である。猶ほ年々若干の積立に依り基本金の増額を圖り、現在では未だ僅かに壹百六拾餘圓なるも漸次蓄積を増大せんとして居る。

### 七、水稻の二期栽培

本村に於て水稻の二期栽培を思ひ立ちしは單に農産物の生産増加を圖るが目的でなく、農家の過剩勞力を合理的に消化し一つは多角農業經營の實現にあつた、其處で毎年一月より五月に至る期間内の過剩勞力は蔬菜栽培に依つて出荷組合の設立となり、七月より十月に至る期間内の過剩勞力は水稻二期栽培にて目的を達せんとしたが、二期栽培は農學に關し根本的原理研究と技術上の經驗を要し之が着手困難であつたが、本村農業補習學校教諭土居勇夫氏に依つて此の新事業開

始の端緒を得た、同氏は農業上の學理と實際に該博なる智見を有し殊に科學的研究に最も趣味を有し造詣深くして、中にも水稻二期栽培に關し多年の攻究は次の實地踏査に依り自己の信念を益々昂上するに至つた。

暖國地として高知縣内に於ける二期作地を寒國地として北海道及樺太方面の水稻生育狀態の實査を始めとし、次で臺灣及内國各地方に於ける水稻の特殊性研究より、發芽生育登熟と氣溫日照等との關係並に品種選擇稈蒔挿秧刈取等に就き綿密なる調査を遂げ、其の要所を應用して本村に於て二期栽培の成功し得べきと確信するに至つた。

土居氏は昭和五年本村農業補習學校農場に實地栽培を試みしに、果して同氏所信の如く生育佳良で優良なる登熟を見た。爾來繼續して現今に至り良好の成績を擧げて居る。

然らばとて之を全村に普及するは一般農家に經驗乏しく技能伴はざるを憂ひ、現在にては篤農家數名をして試作せしめて居るから、其の栽培面積僅か一町歩内外なるも漸次普及を見る敢て至難でない。

土居教諭に對して長くも 高松宮殿下より農事御獎勵の御趣旨を以て金一封を賜はりしは、

本人の光榮は申すに及ばず本村として慶祝の極みである。

(御獎勵文の寫)

稻二期作ノ研究ニ努メラレ成績見ルベキモノアル趣 宣仁親王殿下ノ聞ニ達シ御獎勵ノ思召ヲ  
以テ有栖川宮記念厚生資金ヨリ金一封賜與相成候也

昭和八年一月十四日

高松宮事務官心得 吉島六一郎

土居 勇 夫 殿

#### 八、敬老會及托兒所

敬老會や托兒所の斡旋には婦人團に於て多年力癩を入れ現在に及んで居るが、何れも年一回の開催であつて敬老會は本年を以て第二十回を重ね、托兒所は未だ九回なるも、何れも其の成績良好で敬老會は毎年陽春の候を見計らひ、村内の老媪老爺を一堂に招待して村内の先輩者として敬意を表し、感謝の念を拂ふ一方法として各種の慰安方法を講じて居る。又托兒所は農家の最も多

忙なる挿秧期に於て寺院學堂又は個人住宅等を借り受け數日間幼児を收容し、婦人團員中有志の者が保姆となり幼児身邊に屬する一切の面倒を見護るので、食事遊戯衛生等に缺陷なき様注意を拂つて居る。各家庭に於ては農家として最も多忙なる此の時期に幼児を安心して托兒所へ依頼し置き、安心して農事に従事し得らるゝのであるから何れも感謝の念を拂つて居る。

要するに此の種の社會事業施設は村民共同一致精神の涵養となり、又一面には郷黨輔佐の美はしき行爲となり自治發達上貢獻する處尠しとせない。

因に敬老會に参加の人員及托兒所收容人員は毎年多少の相違あるは免かれざるも大体前者は一〇〇名内外後者は一三〇名内外である。

#### 九、余土村壬申實行組合

消費節約勤儉質素を本旨として大正四年余土村實行組合を創設し、各部落各小組合に於て之が實現を圖るに努めたが、昭和年間に入りて農村不況は益々深刻となりては、昭和五年之を擴充して家族心得五十ヶ條を示し一層の拍車を懸けたるも、猶ほ徹底を缺ぐの恐ありしを以て昭和七年

更らに余土村壬申實行組合規約を制定して一大奮勵を促す事となつた。其の要旨は(イ)精神作興(ロ)調製品の經濟思想養成(ハ)消費品の經濟思想養成(ニ)生産力の増進(ホ)負債整理等々である。

(イ) 自力更生の念を旺盛ならしめ敬神愛國の念を増進し、義務を重んじ奉公の念を熾烈ならしめ各人に於て衛生を重んじて一家和合を圖り謙讓の美德を發揮せんとするにある。

(ロ) 衣食住に要する調製品は實用的のものを選択し不要品を避け、冠婚喪祭に際しては虚禮と虚式を省くに努めた、次に得意先の商人により情實や慣習に依り不要物品購入の弊を廢止に努め、其の他學童に對して必需品以外の物品を供給せざる事とし、押賣物請強要者には應諾せざる事とした。

(ハ) 酒煙草菓子類等は一層の節約をなし、宴席其の他にては酒杯交換を廢止し、集會時間の勵行を圖り、各種の物品殊に消耗品に對しては鄭重なる取扱をなさしめ、臺所經濟には特に注意を拂はしめた。

(ニ) 積極的經濟に意を用ひしめ生産物の増進を圖り、金肥の節約と自給肥料の獎勵に及び多角

式農業經營に考慮を拂はしめ、空地利用により栽培面積を増大せしめ、猶ほ一面には副業の助長發展を圖るなど生産物増進に及んで居る。

(ホ) 徒らに他力に依頼せず勤儉節約と生産増加に依り生ずる收得物を資源として、負債償還に充つるに努むるは勿論なるも、更に具体的方針を攻究して指示する事として居る。

前述の要項を基礎として各部落に於て小組合を設立せしめ、各組合に於て適切の申合事項を制定して居り、全村民悉く加入する事となつて居るのである。其の數四十五に達し之に關與する係員七十七名である。

## 一〇、經濟更生計劃

昭和年間に入りて打續く不況は農山漁村に本格的の深刻味を出現し、農村救済の聲は全國民の六割餘を占むる農民によりて一齊に發揚せられ、昭和五、六年頃に於ける其の叫喚の響は那邊に落着るか朝野を通じて一大暗雲に鎖されて居た。爾來政府當路者に於ても農村政治に一大關心を示され、七年以降は時局匡救土木事業を起して疲弊困憊せる農村民の救援に努力せられたり

農産物の價格昂上を圖るには米穀法の改正や米穀統制法の制定、穀貯蔵獎勵等々となり、或は義務教育費の臨時補助を繼續するなど種々の方策を施設せられたが、病膏盲に入つては一片の注射に信頼を繫ぐの心細きと均しく、經濟財政の不況どん底に沈淪して居る農家に執つては手緩き補助政策や獎勵方法で根本的の立直しを企及せらるゝものでない、又農村民に於ても徒らに他力主義に依頼せず自から進んで此の困難なる時局を乗り切る覺悟と勇氣を以て突進すべきは勿論である。其處で我が村の覺悟や如何と言へば、本村は夙に村是の確立以來時勢の變遷を參酌して農村經營に孜々と努めて今日に及び、本村先輩者により多年絶叫せられた村民の訓練や氣風に信籍して、此處に自力更生を標榜して村民總意の和合に依り經濟更生計劃を樹立し百年の大計を圖らんと着々準備中である。故に此の計劃の實現も遠からず實現する事であらうが、要は村民の更生精神の作興を叫び豫算生活に習熟せしめ自給經濟の擴充を圖り農事作業を一層合理化し、他面には産業組合、農會及村の三者協調により此の事業の完成を期して居る。

## 結 論

圓熟なる村治發展の要諦はと問へば論議の果てしを見ないである。然かし吾人は此處に論議を省略して切實に痛感する一言を費せば、村民の訓練を離れて村治の隆昌を圖るは所謂樹に縁りて魚を求むる譬喩の通りである。曩に本村長として靈腕を譎はれし森恒太郎氏、鶴本房五郎氏の如き人々による村政運用の妙處を討尋すれば何れも村民の精神的訓練に基きて施設劃策した現はれである。今や農村行政は愈々複雑多岐であつて今後施設經營を要すべき事項の益々加はるに連れ訓練の必要を一層絶叫せねばならぬ、冀くば村民一致協力して自治發展に努力せらるゝを祈つて結論に代ふ。

附  
錄

# 統計一覽表

## 一、土地

イ、官有地 其他

| 官有地  |         | 民有地 |         | 免租地  |       |
|------|---------|-----|---------|------|-------|
| 地目   | 反別      | 地目  | 反別      | 地目   | 反別    |
| 河川   | 三七〇、〇三三 | 田   | 三五六、一〇〇 | 田    | 七、六〇八 |
| 沼澤   | 、八二三    | 畑   | 八四      | 畑    | 六〇四   |
| 溝渠   | 六〇、二二三  | 宅地  | 三六六     | 宅    | 三九〇、三 |
| 堤塘   | 三〇四、八〇六 | 山林  | 四六      | 溜池   | 六、一三三 |
| 道路   | 一一、七七   | 原野  | 一       | 神社地  | 六〇六   |
| 鐵道敷地 | 三三、六二五  | 溜池  | 六、一三三   | 學校敷地 | 四、六三七 |
|      |         | 價額  |         |      |       |
|      |         | 別   |         |      |       |
|      |         | 額   |         |      |       |
|      |         | 田   | 一三三、五三三 |      |       |
|      |         | 畑   | 一、八六七   |      |       |
|      |         | 宅   | 一五、四三〇  |      |       |
|      |         | 溜池  | 六       |      |       |
|      |         | 神社地 | 五四      |      |       |

|     |                    |      |         |     |       |
|-----|--------------------|------|---------|-----|-------|
| 神社地 | 二・八一九 <sup>反</sup> | 學校敷地 | 四、六三七   | 墓地  | 八、〇〇四 |
| 山林  | 一、五〇〇              | 墳墓地  | 八、〇〇四   | 堤塘  | 三、三二七 |
| 墓地  | 一、五〇〇              | 鐵道敷地 | 一一、四一四  | 道路敷 | 一、一〇四 |
| 合計  | 六三二、六三三            | 合計   | 三九八、三三八 | 合計  | 三、一三三 |

口、自他町村所有地反別

|              |           |               |          |
|--------------|-----------|---------------|----------|
| 本村民の他町村に於て所有 |           | 他町村民の本村内に於て所有 |          |
| 地目           | 反別        | 地目            | 反別       |
| 田            | 一九八、〇〇二   | 田             | 四七八、三〇三  |
| 畑            | 九九、八一六    | 畑             | 一一、一二五   |
| 宅            | 一、六二〇・九五  | 宅             | 三、七四一・一九 |
| 山            | 一三八、〇二七   | 山             | 三、四〇三    |
| 合            | 一、四三五、九一五 | 合             | 四九三、九〇二  |
| 計            | 一、六二〇・九五  | 計             | 三、七四一・一九 |

ハ、耕作地所有廣狹に依る戸數と地租納付額別

|            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| 耕作地所有反別と戸數 | 地租納附額     | 地租納附額別人員 |
| 所有せざる者     | 特別地稅納附者   | 一九一      |
| 一反歩以下所有    | 一圓以下地租納附者 | 二六〇      |
| 五反歩全       | 五圓全       | 三二九      |
| 一町歩全       | 十圓全       | 七九       |
| 二町歩全       | 二十圓全      | 七七       |
| 三町歩全       | 三十圓全      | 三二       |
| 五町歩全       | 五十圓全      | 二一       |
| 十町歩全       | 百圓全       | 九        |
| 二十町歩全      | 二百圓全      | 二        |



|          |     |          |      |
|----------|-----|----------|------|
| 二十町歩以上所有 | 一   | 二百圓以上納附者 | 一    |
| 合計       | 五四五 | 合計       | 一〇〇一 |

二、耕作地廣狹別農家戸數

|         |     |
|---------|-----|
| 耕作反別    | 戸數  |
| 五反歩以下耕作 | 七六  |
| 一町歩全    | 一二三 |
| 二町歩全    | 一四四 |
| 三町歩全    | 一八  |
| 三町歩以上耕作 | 三六一 |
| 合計      | 三六一 |

本、自作小作反別戸數

|       |      |          |    |       |
|-------|------|----------|----|-------|
| 作主別   | 戸數其他 | 戸數       | 反別 | 一戸平均  |
| 自作    | 八〇   | 七八九・七二〇  |    |       |
| 小作    | 一二九  | 一二七三・三〇〇 |    |       |
| 自作兼小作 | 一五二  | 一四九九・〇二〇 |    |       |
| 合計    | 三六一  | 三五六二・一一〇 |    | 九・八二三 |

へ、小作料

|    |     |   |       |
|----|-----|---|-------|
| 種別 | 小作料 | 數 | 量     |
| 最低 | 普通  |   | 〇・九五〇 |
|    |     |   | 一・四五〇 |

| 職業別      | 戸數  |
|----------|-----|
| 農業       | 五四五 |
| 商業       | 三六一 |
| 工業       | 四九  |
| 官公吏      | 一〇  |
| 會社員      | 二二  |
| 神官<br>僧侶 | 二五  |
| 醫師       | 四   |
| 其他       | 二   |
| 合計       | 七三  |
|          | 五四五 |

口、職業別と戸數

| 性別  | 性種別 |    | 性別    | 性種別   |    |
|-----|-----|----|-------|-------|----|
|     | 女   | 男  |       | 女     | 男  |
| 送籍  | 二四  | 二二 | 一、八九〇 | 一、五五二 | 本籍 |
|     | 入籍  | 四六 | 一、七七八 | 一、五八五 |    |
| 出寄留 | 七   | 六七 | 六四    | 六五    | 出生 |
|     | 入寄留 | 三四 | 二六    | 二五    |    |
| 在外國 | 二三  | 二三 | 四     | 一     | 死産 |
|     | 囚人  | 一  | 一七    | 二七    |    |
|     |     |    |       |       | 離婚 |
|     |     |    | 四     | 四     |    |

イ、人口

二、戸口

| 大字別 | 面積       | 田 | 畑      | 合計       |
|-----|----------|---|--------|----------|
| 市坪  | 七七四・一二九  |   | 二二・六二三 | 七八九・七三二  |
| 保免  | 六二三・三一八  |   | 一五・五〇八 | 六三八・八二六  |
| 余戸  | 二一六三・八〇六 |   | 四六・三二八 | 二二一〇・二〇四 |
| 合計  | 三五六一・六一七 |   | 八四・五二九 | 三六四六・二一六 |

ト、大字別の耕作地反別

| 村 | 最高    | 平均    |
|---|-------|-------|
| 最 | 一・八三〇 |       |
| 平 |       | 一・四二七 |



| 男   | 性別 |   | 種別   | イ、生徒數 | 四、學事 | 種別                  | 數量其他 | 數 | 量 | 價 | 額                   |
|-----|----|---|------|-------|------|---------------------|------|---|---|---|---------------------|
|     | 男  | 女 |      |       |      |                     |      |   |   |   |                     |
| 二五〇 |    |   | 尋常   |       |      |                     |      |   |   |   |                     |
| 四七  |    |   | 高等   |       |      | 五二、四四〇 <sub>度</sub> |      |   |   |   |                     |
| 七二  |    |   | 補習學校 |       |      |                     |      |   |   |   |                     |
| 七二  |    |   | 青訓   |       |      |                     |      |   |   |   |                     |
|     |    |   | 合計   |       |      |                     |      |   |   |   | 一三、一一〇 <sub>円</sub> |
|     |    |   | 其他   |       |      |                     |      |   |   |   | 一五、二四四              |
|     |    |   | 工業   |       |      |                     |      |   |   |   | 一、五五二               |
|     |    |   | 藥品   |       |      |                     |      |   |   |   | 二五七                 |
|     |    |   | 竹製品  |       |      |                     |      |   |   |   | 三二五                 |
|     |    |   | 其他   |       |      |                     |      |   |   |   | 一、五五二               |
|     |    |   | 合計   |       |      |                     |      |   |   |   | 一五、二四四              |

| 種別 | 牛               | 馬 | 雞   | 豚 | 合計               | 種別 | 畜產 | 八、畜產 | 合計                 | 其他 |
|----|-----------------|---|-----|---|------------------|----|----|------|--------------------|----|
|    |                 |   |     |   |                  |    |    |      |                    |    |
|    | 四一 <sub>頭</sub> |   |     |   | 七九一              |    | 牝  |      | 五、二〇〇 <sub>頭</sub> |    |
|    |                 |   | 七二二 |   | 三三八              |    | 牡  |      | 九、一八五              |    |
|    |                 |   |     |   | 七二四              |    | 計  |      | 一、四〇〇              |    |
|    |                 |   |     |   | 二〇               |    |    |      | 三、三五二              |    |
|    |                 |   |     |   | 五七八              |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 一二六 <sub>頭</sub> |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 一、五一一            |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 五八               |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 一、二九〇            |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 一六七 <sub>頭</sub> |    |    |      |                    |    |
|    |                 |   |     |   | 合計               |    |    |      |                    |    |

| 高等學校 | 大學 | 校格性別 |   |
|------|----|------|---|
|      |    | 男    | 女 |
| 二    | 六  |      |   |
|      |    | 合    | 計 |
| 二    | 六  |      |   |

ホ、中學以上在學者

| 合     | 女      | 男     | 性別   |       |
|-------|--------|-------|------|-------|
|       |        |       | 學齡別  | 學齡兒童  |
| 六〇六   | 二八七    | 三一九   | 就學兒童 | 不就學兒童 |
| 五二九   | 二四七    | 二八二   | 就學兒童 | 不就學兒童 |
| 一     | 一      | 一     | 就學兒童 | 不就學兒童 |
| 九九・八三 | 一〇〇・〇〇 | 九九・六五 | 就學兒童 | 不就學兒童 |
| 九九・八三 | 一〇〇・〇〇 | 九九・六五 | 就學兒童 | 不就學兒童 |

ニ、學齡に依る員數

| 全 | 囑託 |
|---|----|
| 一 | 一  |

| 專任 | 補習 | 小學校正教員 | 種別 |   |
|----|----|--------|----|---|
|    |    |        | 男  | 女 |
| 一  | 一五 | 一七     | 一  | 一 |
| 一  | 一七 | 一七     | 一  | 一 |
| 一  | 一七 | 一七     | 一  | 一 |
| 一  | 一七 | 一七     | 一  | 一 |

ハ、教員數

| 女     | 男     | 性別 |    |
|-------|-------|----|----|
|       |       | 尋常 | 高等 |
| 九七・六三 | 九七・四三 | 尋常 | 高等 |
| 九七・三九 | 九八・五九 | 尋常 | 高等 |
| 九〇・〇〇 | 八五・〇〇 | 尋常 | 高等 |
| 九〇・〇〇 | 八五・〇〇 | 尋常 | 高等 |

ロ、生徒出席歩合

| 合   | 女   |
|-----|-----|
| 四五六 | 二〇六 |
| 九六  | 四九  |
| 一一九 | 四七  |
| 七二  |     |

| 合 計       | 縣費補助金    | 寄附金   | 繰越金      | 雜收入    | 村稅        |        |       |        |        |        |        |          |
|-----------|----------|-------|----------|--------|-----------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 三三、二七三・〇〇 | 五、七八四・〇〇 | 九一・〇〇 | 二、八五六・〇〇 | 二三五・〇〇 | 一六、一七八・〇〇 |        |       |        |        |        |        |          |
| 合 計       | 補習學校費    | 學事諸費  | 傳染病豫防費   | 墓地費    | 勸業費       | 敬老費    | 積立金   | 救助費    | 警備費    | 財產費外   | 豫備費    | 臨時費      |
| 三三、二七三・〇〇 | 二、八九一・〇〇 | 二九・〇〇 | 一四九・〇〇   | 三六・〇〇  | 八〇・〇〇     | 一八〇・〇〇 | 九〇・〇〇 | 二一五・〇〇 | 三〇九・〇〇 | 七九三・〇〇 | 二八〇・〇〇 | 三、三八五・〇〇 |

| 科 目    | 歲 入      | 科 目  | 歲 出       |
|--------|----------|------|-----------|
| 財產收入   | 一五・〇〇    | 神社費  | 三五・〇〇     |
| 使用料手數料 | 四〇六・〇〇   | 會議費  | 三〇・〇〇     |
| 交附金    | 五九二・〇〇   | 役場費  | 四、六〇二・〇〇  |
| 國庫下渡金  | 六、二〇六・〇〇 | 土木費  | 八〇・〇〇     |
| 國庫補助金  | 九〇・〇〇    | 小學校費 | 二〇、〇八九・〇〇 |

イ、九年度本村豫算  
五、財務及財產

| 高專學校 | 中等學校 | 計   |
|------|------|-----|
| 二    | 四五   | 五五  |
| 一    | 四五   | 四六  |
| 三    | 九〇   | 一〇一 |

口、租 稅

| 稅目         | 國稅        |          | 縣稅         |         | 村稅         |    |
|------------|-----------|----------|------------|---------|------------|----|
|            | 金額        | 稅額       | 金額         | 稅額      | 金額         | 稅額 |
| 地租(田租)     | 四、五九〇・五〇  | 地租附加稅    | 七、一九三・七〇   | 地租附加稅   | 三、四七三・三〇   |    |
| 全(宅租)      | 五八三・五八〇   | 特別地稅     | 五五・一五〇     | 特別地稅附加稅 | 三六八・七〇     |    |
| 全(雜地租及雜地租) | 六〇・四六〇    | 雜種稅      | 二、二八・六三〇   | 雜種稅附加稅  | 一、八四六・〇三〇  |    |
| 所得稅        | 一、四一・九七〇  | 營業稅      | 二、四八・八五〇   | 特別稅戶數割  | 九、二四五・一三〇  |    |
| 營業收益稅      | 二四七・四八〇   | 家屋稅      | 二、七四・四三〇   | 家屋稅附加稅  | 一、〇四一・三三〇  |    |
| 資本利子稅      | 七・七〇〇     | 所得稅附加稅   | 五二八・四一〇    | 營業稅附加稅  | 八二・〇〇〇     |    |
| 合計         | 六、八三三・七四〇 | 營業收益稅附加稅 | 一八五・五五〇    | 營業附加稅   | 一五〇・一三〇    |    |
|            |           |          | 一三、四四一・七七〇 |         | 一六、〇八〇・六〇〇 |    |

八、基本財產

| 種別   | 數量其他     |          | 價額 |
|------|----------|----------|----|
|      | 數量       | 價額       |    |
| 現金   |          | 一〇、八五二・四 |    |
| 有價證券 | 三、五六〇・〇〇 | 三、五六〇    |    |
| 土地   | 一、七一五    | 三、六六七    |    |
| 建物   | 七二六      | 三四、〇五〇   |    |
| 其他   |          | 九、五〇〇    |    |
| 合計   |          | 六一、六二九   |    |

六、各種團體

イ、產業組合

| 種別   | 金額         |    | 種別      | 金額          |    |
|------|------------|----|---------|-------------|----|
|      | 金額         | 員數 |         | 金額          | 金額 |
| 組合員數 | 五五九        |    | 貯蓄金     | 九三、〇三六・〇九〇  |    |
| 出資口數 | 二、三五〇      |    | 定期貯金    | 一四八、四〇三・八一〇 |    |
| 一口金額 | 一〇、〇〇〇     |    | 御大典記念貯金 | 三、〇一〇・二九〇   |    |
| 拂込額  | 三三、五〇〇・〇〇〇 |    | 玄米      | 四七、〇一四・二八〇  |    |
| 積立金  | 三〇、七五五・六九〇 |    | 裸麥      | 一、〇六九・二〇〇   |    |
| 預り金  | 二四、四〇〇・一六〇 |    | 小麥      | 五〇七・五八〇     |    |
| 預け金  | 一〇、八二四・八一〇 |    | 其他      | 五六三・四八〇     |    |
| 借入金  | 五三、三三八・七三〇 |    | 計       | 四九、一五四・五四〇  |    |
| 貸付金  | 一七、五九〇・七五九 |    | 農業用品    | 三〇、九三六・八二〇  |    |
| 購買高  | 三五、三三三・九九〇 |    | 經濟用品    | 四、二八七・一七〇   |    |
| 販賣高  | 四九、一五四・五四〇 |    | 計       | 三五、三三三・九九〇  |    |

ロ、水利組合豫算

本村は各大字毎に普通水利組合を設置せると他に市村聯合にて設置せるもの一ヶ所ありて總數四組合である今便宜上各組合の歳入出豫算を示す次の如し

| 組合名稱           | 歳入豫算      | 歳出豫算      |         |
|----------------|-----------|-----------|---------|
|                |           | 經常費       | 臨時費     |
| 市坪普通水利組合       | 一、〇五七・〇〇〇 | 一、〇五七・〇〇〇 |         |
| 保免普通水利組合       | 八五〇・〇〇〇   | 八五〇・〇〇〇   |         |
| 余戸普通水利組合       | 三、〇五五・〇〇〇 | 二、四〇六・〇〇〇 | 六四九・〇〇〇 |
| 合 計            | 四、九六二・〇〇〇 | 四、三一三・〇〇〇 | 六四九・〇〇〇 |
| 他に市村聯合して設置せるもの |           |           |         |
| 藏之町普通水利組合      | 一二三三・〇〇〇  | 一二三三・〇〇〇  |         |



|     |    |    |    |     |     |            |        |              |
|-----|----|----|----|-----|-----|------------|--------|--------------|
| 無格社 | 村社 | 郷社 | 社格 | 神社  | 鎮座數 | 宗旨         | 寺院數    | 其の他          |
| —   | —  | —  |    | 社   |     | 眞言宗<br>天台宗 | —<br>二 | 員數           |
|     |    |    |    | 寺   |     |            | —<br>二 | 天理教會<br>金光教會 |
|     |    |    |    | 院   |     |            |        |              |
|     |    |    |    | 其の他 |     |            |        |              |
|     |    |    |    |     |     |            |        |              |

七、社寺宗教

|     |     |     |    |     |
|-----|-----|-----|----|-----|
| 出   | 在   | 消   | 少  | 婦   |
| 荷   | 郷   | 年   | 年  | 人   |
| 組   | 軍   | 防   | 義  | 人   |
| 合   | 人   | 勇   | 勇  | 團   |
|     | 團   | 團   | 團  | 團   |
| 一六八 | 一三五 | 一四三 | 七〇 | 一九八 |

|   |        |        |             |                  |                  |
|---|--------|--------|-------------|------------------|------------------|
| 青<br>壬<br>年<br>申<br>實<br>行<br>組<br>合<br>團 | 名<br>稱 | 員<br>數 | 大<br>字<br>別 | 歲<br>入<br>豫<br>算 | 歲<br>出<br>豫<br>算 |
|   |        |        | 合<br>計      | 市<br>坪           | 保<br>免           |
|   |        |        | 一、七三七・〇〇〇   | 六九二・〇〇〇          | 一、七三七・〇〇〇        |
|   |        |        | 七七五・〇〇〇     | 二七〇・〇〇〇          | 七七五・〇〇〇          |
|   |        |        | 二七〇・〇〇〇     | 六九二・〇〇〇          | 二七〇・〇〇〇          |
|   |        |        | 五四五         | 一八八              | 五四五              |

二、其の他主要団体

八、各大字協議費豫算



|        |                      |        |            |
|--------|----------------------|--------|------------|
| 農業所得   | 二八九、三八六 <sup>四</sup> | 國稅     | 六、八三五・七四〇  |
| 勤勞所得   | 五三、九〇七               | 縣稅     | 一三、四四一・七七〇 |
| 商業所得   | 一一、九五四               | 村稅     | 一六、〇八〇・六〇〇 |
| 工業所得   | 四、〇七五                | 農會費    | 二、〇三六・八九〇  |
| 副業所得   | 七、三〇九                | 水利費    | 二、一〇六・一五〇  |
| 資本所得   | 六八、一二一               | 協議費    | 一、六六〇・六七〇  |
| 雜所得    | 一九、二一六               | 合計     | 四二、一六一・八二〇 |
| 合計     | 四五三、九六八              | 一人平均負擔 | 七七・三六一     |
| 一人平均所得 | 八二五                  |        | 一三・三八四     |

◎村歌

一 拓川清く流るゝ地  
 三千人の村人が  
 至誠は雲の上迄も

二 余戸保免に市の坪  
 心の緒琴むつみあふ  
 聞え上げたる余土の村

三 都の風にあこがれて  
 共同一致つつましく  
 努力は今や現れて

此の榮光に恵まるゝ  
 務のいよゝ重ければ

勤儉産を治めつゝ  
 自尊の旗をなびかせて

浮華をいましめ質實に  
 勵め村人時の間も

四

余土一村の爲ならず

我が日の本の農村に

苦しき惱み溢る時

我が村人の營める

事業の成果範となる

高き使命の尊さよ

五

幸ある村を思ふ時

惱める國を想ふ時

協同自治の村人に

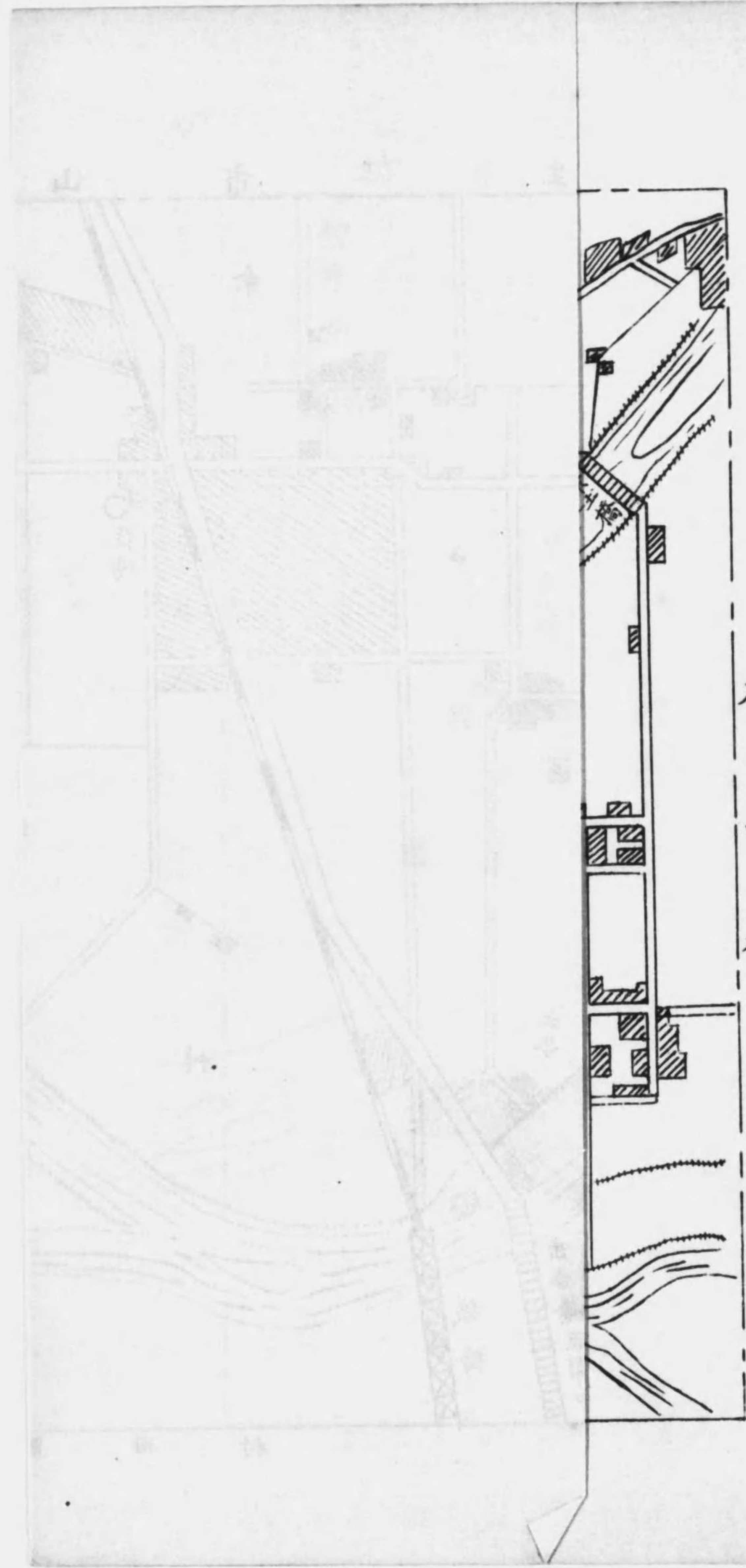
久遠の幸ぞ恵まるゝ

正義にもゆる人の手に

理想の國ぞ開かるゝ

◎ 歴代村長

| 村  | 長   | 在任期間       | 同   | 年     | 月       |
|----|-----|------------|-----|-------|---------|
| 松田 | 久次郎 | 自明治三十三年二月  | 二期  | (八年)  |         |
| 森  | 恒太郎 | 自明治四十一年十二月 | 三期  | 一年十ヶ月 | (九年十ヶ月) |
| 玉井 | 春太郎 | 自大正四年十二月   | 二期  | (八年)  |         |
| 池内 | 清間  | 自大正七年十一月   | 二年  | 一ヶ月   |         |
| 竹田 | 次郎  | 自大正十一年二月   | 一期  | (四ケ年) |         |
| 鶴本 | 五郎  | 自昭和三年三月    | 一期  | 二年一ヶ月 | (六年一ヶ月) |
| 森  | 千枝松 | 自昭和三年十一月   | 九ヶ月 |       |         |
| 森  | 彌三郎 | 自昭和五年十二月   | 二年  | 一ヶ月   |         |
| 池内 | 銀蕩  | 自昭和五年十二月   | 在任中 |       |         |



石井村

(以印刷代謄寫)



村石生 市山松

柳井田

余

神社

保

神社

免省

垣生村

中之孝

戸

役場

文學校

余

石井村

土

線

村

石手

市

出合

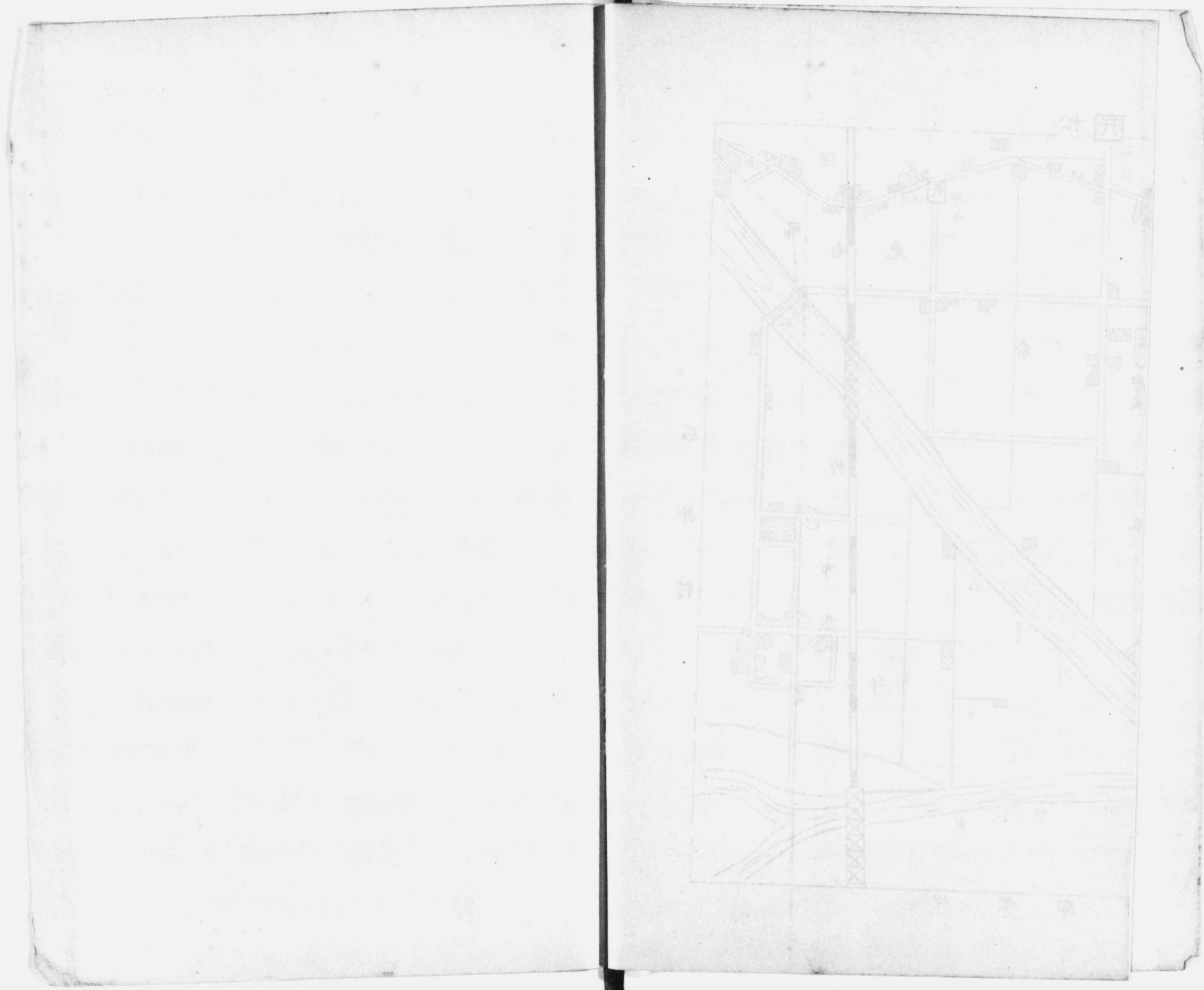
坪

川信重

出合橋至郡中

鐵橋

村田岡郡豫伊



終

